

平成29年度酒々井町教育委員会2月定例会議 議事録

開催日 平成30年2月23日(金)

開催場所 役場西庁舎2階第1会議室

出席委員	教 育 長	木村 俊幸	教育長職務代理者	石井 國治
	委 員	村重 浩二	委 員	林 洋子
	委 員	浦壁 京子		
出席職員	教 育 次 長	大崎 智行		
	こども課長	七夕 夕美子	学校教育課長	玉井 清人
	生涯学習課長・中央公民館長	福田 良二	給食センター所長	増渕 和江
	プリミエール酒々井館長	渡辺 幸夫	こども課副主幹	伊藤 雄三
	こども課主事(書記)	渡邊 しほ		

1 開会時刻 14:36

2 議事録署名委員の指名

3 議 題

(1) 議 案 (議案第1号のみ公開)

議案第1号 酒々井町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 平成29年度3月補正予算(案)について

議案第3号 平成30年度当初予算(案)について

議案第4号 訴えの提起について

(2) 報 告 (公 開)

報告第1号 平成29年度酒々井町教育委員会被表彰者の選考について(追加)

報告第2号 平成30年度町立小中学校の学校閉庁日について

報告第3号 平成29年度2月補正予算の議決について

報告第4号 行政報告について

4 次回会議の予定 3月20日(火)午後2時 西庁舎2階第1会議室

5 教育長・教育委員の予定

6 その他

7 閉会時刻 16:48

議 事 録

1 開会の言葉

木村教育長

ただ今より、平成29年度酒々井町教育委員会2月定例会議を開会いたします。

2 議事録署名委員の指名

木村教育長

議事録署名委員の指名を行います。林委員を指名させていただきます。よろしく
お願いいたします。

3 議 題

木村教育長

これから議事に入ります。本日の議題は議案4件、報告4件です。

審議に入る前に、本日の非公開案件についてお諮りします。

議案第2号「平成29年度3月補正予算（案）について」、議案第3号「平成30年度当初予算（案）について」及び議案第4号「訴えの提起について」は、それぞれ町議会の議決を要する案件について、議会の提案前に町長に意見の申し出を行うものですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議ありませんので、議案第2号ないし議案第4号は、非公開とすることに決定しました。

それでは、議案第1号「酒々井町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕学校給食センター所長

議案第1号「酒々井町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」をご説明させていただきます。酒々井町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定したいので、酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により議決を求めるものでございます。

酒々井町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてですが、2点ございます。改正箇所は、別表第1と別表第3に係る2点です。この規則の改正については、本日、配付いたしました別添の資料をご覧くださいと思います。改正理由としまして、まず、別表第1についてご説明させていただきます。別表第1の4月の納付期限を「4月末日」から「5月末日」に改めるものです。こちらについては、4月の学校給食費の収納に関する手続きの改正を求める理由といたしましては、給食センターが年度当初に学校給食費の口座振替に係る事務処理を行う際、児童生徒の年度更新や新入学、転出入等データの入力処理を4月当初に行います。また、平成29年9月から開始しました、第3子以降の学校給食費の免除制度の新年度の申請受付及び審査を行い、5月上旬に結果を通知します。その際、現行では4月分の学校給食費の口座振替が本年度では5月1日を予定しておりますが、そのデータに免除対象者の結果を反映できない状況であります。平成30年4月から5月の学校給食費の収納事務予定の表をご覧ください。まず、口座振替処理ですが、現行の状況では4月分の給食費は5月1日の口座振替日に収納することになります。それに伴いまして、4月5日以降、学年繰り上げや新入生、転出入等の異動データの入力を行います。その後、4月の10日から15日頃まで口座振替のデータ作成を予定しているのですが、この後に、5月1日用の口座振替データを銀行に提出する予定です。課題といたしまして、「第3子以降免除対象者の結果を口座振替に反映できない」となっているのですが、第3子以降学校給食費免除関係については、この表の右側により新年度の対象者申請受付は、4月2日から16日を予定しております。5月1日用の口座振替データの提出と重なってしまうため、新年度対象者の申請の受付を待って、その後、審査・決定するデータを反映できなくなるものです。現行のままですと、5月1日の口座振替日は、第3子以降対象者の方であっても給食費の口座振替を行ってしまう可能性が非常に高くなります。

5月分の学校給食費は月が替わりまして、5月中旬ごろに口座振替処理を行って、データを金融機関に出すのですが、その際に第3子以降免除対象者を反映して、5月末日から免除になります。現行の場合、4月分に徴収した方については、還付が必要になってしまいます。給食センターの年度当初の給食費の収納関係としましても複雑な状況になります。また、免除対象者の方にとっても学校給食費の口座振替を行ってしまうことで、経済的な負担の軽減と謳っているのですが、後々、還付ができたとしても、一度は負担していただくことになるので、そういったメリットを受けられないという状況になってしまうこともあります。よって、この規則を改正するために、4月分と5月分の2ヶ月分の給食費を5月にまとめて納付する方法に変更したいと考えております。

2点目としましては、資料の2ページ目になりますが、別表第3の改正になりま

す。別表の第3については、改正箇所が多かったもので、全面的に改めてしまうものでございます。主な改正内容としましては、別表第3の「牛乳を飲まない」又は「牛乳のみを飲用する」者の牛乳代について、表内の価格、税込40円が実際の牛乳売り渡し価格の53.352円と13.352円の差があります。これは、牛乳を飲まない児童等については「不利」であり、牛乳のみを飲用する児童等については「有利」な状況で、不均衡な状況となっております。こうした是正を行うため、案としまして、牛乳代は1本あたり55円、また、1か月あたり950円を予定し、改正したいと考えております。また、区分の欄についてですが、規則第10条第1項各号の記載順をもとに順序を見直したものです。こちらについては、区分の見直しということで、参考がついているのですが、真ん中から下に第10条が書いてあるのですが、各号(1)転入学、転学、その他の事由により、児童等が年度の途中から学校給食の提供を受け、又は受けることができないとき。(2)前条第2項の規定により、学校給食の停止又は再開の通知をしたとき。(3)災害等のやむを得ない理由により、町が学校給食を実施しないとき。(4)その他教育委員会が必要であると認めたとき。このような順番になっているのですが、現行では、「長期欠席」「転入学」「転学」「町が学校給食を実施しないとき」という4つの順番で区分されていることから、第10条の各号の表内にあります、「転入学」「転学」「長期欠席、学校給食の停止又は再開」「町が学校給食を実施しないとき」というように、一部修正をさせていただきます。来年度4月1日からの施行を考えているところです。よろしくお願いたします。以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

ご意見ご質問等があればお願いたします。

別表第1と別表第3の改正をするということで、別表第1については様々な理由によって、これまで4月分の口座振替が4月末日だったのを5月末日に2ヶ月分を一緒にするということですね。

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕学校給食センター所長

2ヶ月分を一緒にする大きな理由といたしましては、今年度から始まりました、第3子以降の学校給食費免除制度を引き続き速やかに対応していくことを大きな目的と考えております。その上で近隣の市町村の徴収の状況等を把握いたしまして、配付した資料にも記載してあるのですが、印旛郡内の給食センターで4月分の給食費を5月に2ヶ月分を合わせて徴収しているところが多かったものですから、それらを参考にして、このような対応を検討したものです。

木村教育長

現在の給食センターの職員からいうと、事務が繁雑になって大変忙しいということが裏にはあるようですが、それに伴って間違えが起きたり、場合によっては一度

納付されたものを返さなければいけない状況になることが予想されるということで、4月分と5月分をまとめて納付してもらおうというご提案だったと思います。

別表第3については、牛乳の価格は変更したけれども給食費を多くするということではないですよ。現状に合わせるということと、現行の規則の第10条を見ますとそこには、「転入学、転学、その他の事由により…」とこういう並びになっているので、この並びに合わせた方が良さだろうということで、規則を改正したいということでございます。

林委員

はい、議長

木村教育長

林委員

林委員

2ヶ月分を一緒に徴収するという事は、4月分の業者への支払いはできるのでしょうか。

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕給食センター所長

給食費の支払いは、町の予算の中で賄材料費という歳出科目がございまして、そこから支払うことができるので、業者には負担はないかと思えます。私会計ですとそういったことがあります、あくまでも公会計で徴収も公費化しておりますし、支払いも公会計で歳出しますので、その辺は問題なく対応できます。

浦壁委員

はい、議長

木村教育長

浦壁委員

浦壁委員

確認いたしますが、4月分が5月1日、5月分が5月末日ということでよろしいですね。ですから、一度に2ヶ月分というよりは、同じ月に最初と最後ということで、2回支払うということですね。

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕給食センター所長

給食費の納付期限というのが、4月分から7月分については、現行ですと当月の月末にお支払いいただくことになっているのですが、今年度、4月30日は振替休日、金融機関がお休みなので、5月1日が口座振替日となっております。現行では1ヶ月分ずつ貰うのですが、これを4月分と5月分をまとめて5月末日に徴収する

ような方向で改正するということになります。

浦壁委員

はい、議長

木村教育長

浦壁委員

浦壁委員

給食センターの収納事務はすごく大変だと思います。いろんな入力があり、牛乳やアレルギーなど個別にも対応しなければならないこともあるかと思いますが、その処理をセンターの中で専門としてやっていただいている方はいますか。

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕給食センター所長

給食費の徴収担当事務の者が対応をしております。ただ、アレルギーのあるお子さんなどの集約というのは栄養教諭が主になって行いまして、牛乳を停める方、牛乳だけ飲む方のデータについて、お互い共有し合いまして対応しております。

村重委員

はい、議長

木村教育長

村重委員

村重委員

資料を見させていただきまして、確実な事務処理をするには、4月から5月に変更するのが望ましいと思いました。趣旨と離れるのですが、別冊の2ページ目の上から5行目くらいに、「案として、牛乳代は1本あたり55円（税込）、一月あたり950円を予定する。」と記載されていますが、950円の根拠があれば教えていただきたいと思います。

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕給食センター所長

本来であれば、1本あたりの単価は毎年度変わるので、その辺を見越して対応することも検討しましたが、やはり、毎年度、数十銭ずつ牛乳代は値が変わっております。こちらの規則改正については、ずっと一緒というわけにはいかないの、やはり、3年くらいのペースで改正する必要があるかと思っております。また、牛乳代が大きく上がった場合は、それに伴った対応を考えておりました。そこで現在では、来年度と再来年度の単価の上昇率を計算した結果、55円で検討しました。950円につきましては、55円×年間約190回なので、それを11ヶ月で割ると950円となりますので、1ヶ月の単価を算出させていただいております。

村重委員

はい、議長

木村教育長

村重委員

村重委員

11ヶ月換算をすると950円になるということですね。12ヶ月で換算すると1ヶ月あたり17本になります。

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕給食センター所長

給食は8月がないので、今まで給食費についても11ヶ月計算でカウントしているので、牛乳代についても11ヶ月で対応させていただいております。

木村教育長

他にご質問等ございませんか。

ご意見ご質問等ないようでございますので、これより採決に入ります。

議案第1号「酒々井町学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」原案に賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

木村教育長

挙手全員です。したがって、議案第1号は可決されました。

会議の冒頭でも申し上げましたが、次の議案第2号から議案第4号までは、非公開案件といたします。

それでは、議案第2号「平成29年度3月補正予算(案)について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

非公開 平成29年度3月補正予算(案)について

木村教育長

次に、議案第3号「平成30年度当初予算(案)について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

非公開 平成30年度当初予算(案)について

木村教育長

次に、議案第4号「訴えの提起について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

非公開 訴えの提起について

木村教育長

以上で議案の審議を終了します。

続きまして、報告に入ります。ここからの議事はすべて公開いたします。

報告第1号「平成29年度酒々井町教育委員会被表彰者の選考について（追加）」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

玉井学校教育課長

はい、議長

木村教育長

学校教育課長

玉井学校教育課長

本日は、表彰式にご出席いただき、ありがとうございました。

報告第1号「平成29年度酒々井町教育委員会被表彰者の選考について（追加）」をご報告させていただきます。

酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第13号に係る平成29年度酒々井町教育委員会被表彰者の追加について、同規則第6条第1項の規定に基づき下記のとおり臨時代理しましたので、同条第3項の規定により報告します。

先ほどの式でもありましたが、峯田知明さん、酒々井小学校の6学年になりますが、功績の概要としては、第29回MOA美術館全国児童作品展の絵画の部において、外務大臣賞を受賞したということがございましたので、表彰の追加をお願いします。以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問ございましたらお願いします。

(質疑なし)

木村教育長

ご意見ご質問等ないようでございますので、報告第1号を終わります。

次に、報告第2号「平成30年度町立小中学校の学校閉庁日について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

玉井学校教育課長

はい、議長

木村教育長

学校教育課長

玉井学校教育課長

報告第2号「平成30年度町立小中学校の学校閉庁日について」です。

平成30年度町立小中学校の学校閉庁日について、別紙のとおり定めたので報告します。

13ページの町立小中学校の学校閉庁日についてということで、ご覧ください。

まず、背景といたしましては、全国の教育現場では、学校で働く教職員の仕事の増大における多忙化が問題となっております。教育委員会で行った調査では、町内に勤務するほとんどの教職員が、勤務時間内に業務を終えることができず、多くの教職員が時間外勤務しているということがありました。そこで、少しでも業務改善を図りたいということで、学校閉庁日を夏季と冬季に設けることとなりました。平成30年8月13日（月）から平成30年8月17日（金）までを夏季学校閉庁日とさせていただきたいと思えます。冬季については、12月27日（木）と12月28日（金）の2日間を学校閉庁日として、お願いしたいという内容です。実施小中学校としては、酒々井中学校、酒々井小学校、大室台小学校の3校でございます。以上です。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問ございましたらお願いします。

あくまでも、平成30年度は、夏季は8月13日から17日まで、冬季は12月27日、28日の2日間ということで、31年度は日にちが変わってくるということで、またご提案をお願いしたいと思えます。

木村教育長

他にご意見ご質問ございませんか。

ご質問等ないようでございますので、報告第2号を終わります。

次に、報告第3号「平成29年度2月補正予算の議決について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

福田中央公民館長

はい、議長

木村教育長

中央公民館長

福田中央公民館長

報告第3号「平成29年度2月補正予算の議決について」ご報告いたします。

酒々井町教育委員会行政組織規則第5条第3号に係る平成29年度2月補正予算については、同規則第6条第1項の規定に基づき臨時代理しましたので、同条第3項の規定により報告します。

なお、2月の町議会臨時会において、別紙のとおり可決されたので、併せて報告します。

15ページに補正の内容が記載されておりますが、中央公民館の和室用の備品を購入するというので、補正額が98万2,000円でございます。内容につきましては、和室用の椅子30脚、机を15脚購入して、施設の利便性向上を図るものでございます。こちらにつきましては、社会福祉協議会が西庁舎に移転してくる予

定でございます、その中のふれあいサポート事業で和室を使わせていただきたいというお話がありました。また、健康福祉課より椅子と机の購入をしたいので、公民館で予算化してほしいという申出がありましたので、今回、補正予算を計上いたしました。3月2日に査定を行いまして、購入をする方向で進めているところでございます。以上でございます。

木村教育長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご意見ご質問ございましたらお願いします。

林委員

はい、議長

木村教育長

林委員

林委員

和室は、座卓でしたよね。お座布団に座る形ですよ。それが椅子に座って講義などができるということでしょうか。

福田中央公民館長

はい、議長

木村教育長

中央公民館長

福田中央公民館長

おっしゃるとおり、座敷にテーブルがあつて椅子に座るような形になります。

木村教育長

テーブルは高さを変えられるというものですか。

福田中央公民館長

テーブルにつきましては、高さの調節ができます。

木村教育長

他にご意見ご質問ございますか。

ご質問等ないようでございますので、以上で報告第3号を終わります。

続きまして、報告第4号「行政報告について」を議題とします。はじめに私から報告いたします。

まず、1月24日（水）に行われた一部会小中合同学習発表会についてです。本年もプリミエールで、当町と佐倉市佐倉地区の小中学校16校中、小学校8校・中学校4校の特別支援学級の児童生徒が日頃の学習の成果を発表しました。酒々井小は今年も落語劇を披露してくれました。今年の演目は古典落語の「じゅげむ」で、古典落語の名作をひまわり学級の児童達が大変立派に演じておりました。大室台小は昨年から劇に変わりましたが、今年は「西遊記」を演じてくれました。くすのき学級の児童数は多く、大変賑やかでした。酒々井中はダンスで、よさこいソーランを演じました。頭の上から手足の指先まで全身で表現していた女子生徒の踊りが素晴らしく、出番がトリということもあって大変盛り上がりました。なお、昨年度まで行われておりました印旛郡市特別支援教育振興大会は今年度から部会やいくつ

かの市町が合同するなど、地域ごとに行われることになり、佐倉市・酒々井町ではこの小中合同学習発表会を振興大会に位置づけたということでした。

次に、1月30日（火）に中央保育園の習字教室を参観いたしましたので報告いたします。硬筆と毛筆の指導が予定されていましたが、時間の都合上、硬筆のみ参観しました。ほとんどの園児は飽きることなく、楽しく集中して取り組んでいました。私自身は小学校に上がる前に文字を書くことはできなかつたと記憶していますが、筆順や鉛筆の持ち方などはともかく、5歳の園児がひらがなや数字が書けることに感心いたしました。

次に2月2日（金）に印旛教育会館で行われた印教連教育功労者表彰式について報告いたします。本年度の受賞者は27名で、職名別には校長が26名、教諭が1名でした。全員が3月末60歳の方々でした。当町からは酒々井中の加瀬校長が受賞されました。皆様とともにお祝い申し上げたいと思います。誠にめでたうございます。

次に、2月9日（金）の七草粥を食べる会について報告いたします。これは郷土研究会が主催するもので、第1回目は昭和53年1月14日に開催したそうです。この日は、来賓、郷土研究会会員、一般町民の方々などおよそ100名の参加でした。準備に当たられた方々に心から感謝し、心のこもった粥を慎んでいただきました。

またこの日は墨古沢南I遺跡調査指導委員会がありました。墨古沢南I遺跡は本年度で3カ年の発掘調査を終了しました。指導委員会では、平成31年1月を予定している国史跡指定に関わる意見具申書提出に向け、遺跡の指定範囲や名称等を県など関係機関と早急に協議することなど、多くのご指導をいただきました。

次に、2月15日（木）に行われた家庭教育学級合同閉級式ですが、3回以上出席された方々、62名に修了証書を授与いたしました。今年度の学級生の総数は1回でも出席された方々を含めると約200名でした。閉級式終了後、神奈川県伊勢原市在住の自称「『命の授業』講演家」の肩書きの腰塚勇人氏による講演が行われました。講演前に腰塚氏にご挨拶したのですが、氏が元体育教師であり、大けがという絶望の淵から這い上がり今に至っているお話に興味を持ったのですが、別の公務のためお話を聞けなかつたのが残念です。

以上で私からの報告を終わります。

続いて、各委員の皆様からご報告などございましたらご発言いただきたいと思います。

木村教育長

本日は、皆様のご発言を割愛させていただいてよろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは、教育次長から順番にご報告をお願いします。

大崎教育次長

はい、議長

木村教育長

教育次長

大崎教育次長

(報 告)

木村教育長

続いて、こども課から順に報告願います。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

(報 告)

玉井学校教育課長

はい、議長

木村教育長

学校教育課長

玉井学校教育課長

(報 告)

福田生涯学習課長

はい、議長

木村教育長

生涯学習課長

福田生涯学習課長

(報 告)

増渕給食センター所長

はい、議長

木村教育長

給食センター所長

増渕給食センター所長

(報 告)

渡辺プリミエール酒々井館長

はい、議長

木村教育長

プリミエール酒々井館長

渡辺プリミエール酒々井館長

(報 告)

木村教育長

事務局からの報告が終わりました。

これより質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

(質疑なし)

ご質問等ないようでございますので、以上で報告第4号を終わります。

それでは、これで報告を終わります。以上で、議題は終了しました。

4 次回会議の予定

木村教育長

続きまして、次回会議の予定についてを議題とします。事務局より説明願います。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

次回会議の予定ですが、平成30年3月20日（火）14時から役場西庁舎2階第1会議室で予定させていただいております。

併せまして、4月の会議ですが、4月27日（金）14時から役場西庁舎2階第1会議室で予定させていただいております。

木村教育長

次回会議は、3月20日（火）14時から、4月は27日（金）14時から実施するということですが、いかがでしょうか。

（全員了承）

木村教育長

それでは、そのようにご予定願います。

以上で、次回会議の予定を終わります。

5 教育長・教育委員の予定

木村教育長

続きまして、教育長・教育委員の予定を議題とします。事務局から説明をお願いします。

七夕こども課長

はい、議長

木村教育長

こども課長

七夕こども課長

（報 告）

木村教育長

事務局の説明が終わりました。

予定に関しましては、お聞きのとおりご予定願います。

以上で、教育長・教育委員の予定を終わります。

6 その他

木村教育長

続きまして、その何を議題とします。事務局からのその他は特にないということですが、委員の皆さんからその他はございませんか。

他になれば、以上でその何を終了します。

7 閉会

木村教育長

以上で、本日次第に掲げました事項はすべて終了しました。以上をもちまして平成29年度酒々井町教育委員会2月定例会議を終了いたします。(16:48)

議事録署名 教育長

委員

議事録作成職員

こども課